

## 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更理由等について

松本市

### 1 変更の契機と経過

松本農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」）に基づき優良農地として確保する必要のある土地を農用地区域に指定してあります。

今回の変更は、既に山林原野化し、農業委員会にて農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断された土地（以下「非農地判断済土地」）を、農用地区域から除外するものです。内容について、農業委員会での意見聴取、松本市農業振興地域整備促進等協議会での協議を行い、農用地区域からの除外がやむを得ないと認められたため、計画変更をするものです。

・市農業委員会の意見聴取	令和6年 1月31日
・市農振協議会	令和6年 2月 6日
・農振計画案の県との事前協議	令和6年 2月16日
・農振計画案の県からの事前協議回答(同意)	令和6年 3月14日

### 2 計画の変更内容と理由

非農地判断済土地が、農振法第10条第3項各号に該当しない場合は、基礎調査を行わなくても「経済事情の変動その他情勢の推移」により農用地区域からの除外が可能とされています。今回の変更案件は農振法10条3項各号に該当しない非農地判断済土地を、「経済事情の変動その他情勢の推移」により農用地区域から除外するものです。

#### 【参考】

農業振興地域の整備に関する法律（抜粋：第10条第3項第一号から第五号）

#### 第10条第3項

市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であって、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

- 一 集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの
- 二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他

の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地

三 前二号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地

四 第三条第四号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第一号及び第二号に掲げる土地に隣接するもの

五 前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地